**平成２９年（フ）第４５７号**
さいたま市大宮区堀の内町１丁目245番地
レオネクストシーズ305
債務者　能代谷　良
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第６２０号**
埼玉県上尾市西宮下２丁目９番地１　第７ナミキハイム205
債務者　鶴田　育子（旧姓神田）
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第３０８号**
埼玉県春日部市西金野井64番地14　ガーデンタウン10－１、旧住所埼玉県春日部市西金野井４番地45　ベルハイム101号
債務者　山中　香織
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第３２５号**
埼玉県春日部市大沼５丁目66番地３
債務者　山口　康聡
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第３３４号**
埼玉県春日部市米島1005番地５
債務者　二瓶　貢一
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第３４２号**
埼玉県越谷市大字大里507番地９
債務者　近藤　邦彰
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第２８５号**
埼玉県川越市連雀町16番地10（三光連雀ビル202号室）
債務者　荒谷　友惠
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第３３７号**
愛知県一宮市丹陽町外崎字江西558番地７
債務者　佐藤　由美
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２９年（フ）第８４号**
愛知県江南市古知野町日の出104番地
債務者　青山　邦子
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２９年（フ）第１４９号**
愛知県一宮市木曽川町外割田字東郷前69番地
債務者　白石　三大
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２９年（フ）第１１号**
山口県萩市大字堀内71番地　城内アパート
債務者　野上　文江
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
山口地方裁判所萩支部

**平成２９年（フ）第２６号**
大分県玖珠郡玖珠町大字帆足2609番地の２
債務者　長尾なおみ
1　決定年月日時　平成29年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
大分地方裁判所日田支部

**平成２９年（フ）第６６号**
北海道帯広市西17条南34丁目５番地９
債務者　髙階　良隆
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２９年（フ）第７０号**
北海道帯広市西13条北８丁目３番地
債務者　吉岡　正幸
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２９年（フ）第１３１号**
盛岡市西仙北２丁目５番11号　シャトルコガネ202号
債務者　小林　和雅
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２９年（フ）第１４０号**
盛岡市三本柳１地割７番地８　サンコーポ
債務者　天沼　和弘
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２９年（フ）第１４１号**
盛岡市三本柳１地割７番地８　サンコーポ
債務者　天沼　淳子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２９年（フ）第１４８号**
岩手県下閉伊郡普代村第19地割字白井93番地26
債務者　山下　　傑
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部